

中国の関税自主権回復問題と二十世紀イギリス外交 (三)・完

—— 二月メモランダムをめぐる政治過程 一九二五—一九二八年 ——

阿 曾 沼 春 菜

目 次

はじめに

第一章 北京関税特別会議の背景

第一節 中国の関税問題の起源

第二節 第一次世界大戦後の帝国独立運動とイギリス

第三節 中国ナショナリズムとイギリス (以上、一六五卷五号)

第二章 北京関税特別会議の開催

第一節 国際協調の限界

第二節 二月メモランダムの作成 (以上、一六五卷六号)

第三章 二月メモランダム以後のイギリスの政策

第一節 対ソ戦略と帝国防衛

第二節 国民政府の政府承認と英中関税条約の締結

おわりに (以上、本号)

第三章 一二月メモランダム以後のイギリスの政策

第一節 対ソ戦略と帝国防衛

一二月メモランダムは、イギリスの期待したように即座に英中関係の改善に寄与しなかった。その後北伐の混乱のさなか英国租界の強制的回収という事態が発生し、英中関係はさらに緊張していく。しかし、当初企図した意図は不発に終わったが、一二月メモランダムで示された政策の転換は、徐々にイギリスの基本方針として位置づけられることになるのである。

一九二七年初頭までに蒋介石率いる国民革命軍は、イギリスの權益が集中する揚子江の一商業港、漢口に支配権を確立しはじめていた。一月三日、漢口でイギリス海兵隊員と中国人の衝突が起き、英国租界が実力で制圧される事態が起きた。六日には九江の英国租界が同様に制圧された。⁽⁷⁶⁾ 一二月メモランダム発表によって、中国人の対英感情の好転を期待していたチェンバレン外相は漢口租界が奪回されたことに強い衝撃を受けた。⁽⁷⁷⁾ 漢口・九江両租界よりも重要性の高い上海共同租界の安全が懸念されることになり、中国問題は以降数ヶ月にわたって内閣で討議される重要事項となった。普段内閣で中国問題がほとんど取り上げられないことを考慮すると、これは異例の事態であった。遠征軍の派遣が検討されたため、陸軍省、海軍省、植民地省等との協議が必要となり、中国政策の決定レベルは外務省を離れ、内閣へと移行した。

一月一七日、帝国防衛委員会(CID)は、一個師団構成に必要な部隊を他の列強も派遣するという前提で、インドからの混成歩兵一個旅団、海兵隊員一〇〇〇名、及び巡洋艦隊の第一陣を上海に派遣することを勧告した。⁽⁷⁸⁾ 協力相手として期待されたのは日本であった。内閣は日本の方針についての情報を四八時間だけ待って、イングランドと地中海か

ら二個旅団を派遣するという修正を加えて、帝国防衛委員会の勧告を支持した。これは平時に海外に派遣されるイギリス軍としては最大の規模であった。しかし、イギリスの要請に対して、幣原外相は二一日、情勢は深刻ではないことを理由にイギリスの要請を拒否し、イギリスはやむを得ず単独での派兵に踏み切ることとなった。

その後も排外運動の波は衰えることなく、北伐の進展とともに北上を続け、三月には南京で、国民革命軍兵士によって外国人が殺傷され、その財産が没収される事件が起きた。死者が出たイギリス、アメリカは軍艦を派遣し、避難する自国民を援護して南京の城内を砲撃した。⁽⁷⁹⁾ イギリス政府は北京と天津への争乱の波及に危機感を抱き、日本に対しこれらの地域の防衛に責任を果たすよう促した。四月には漢口の日本租界でも同様の襲撃事件が起き、イギリスは共同制裁を呼びかけたが、日米両国の反応は鈍く、イギリス政府はまた単独で歩兵一個旅団と砲兵部隊を上海に増派することを決定した。ハワード (Sir Esme Howard) 駐米大使は、アメリカの世論が慎重な外交政策を欲しており、自国の利益保護に必要な措置以外は支持しようとしないう傾向を示していることを報告した。⁽⁸⁰⁾ チェンバレンは「他の列強は我々に防衛の重荷を全て押し付けて、自分たちは我々の行動の陰に隠れてばかりいる。しかも我々の行動と関係を絶つことで中国人の歓心を買おうしている」と列強の非協力的な姿勢を嘆いた。⁽⁸¹⁾

関係国との協調が望めない中、いかに反英運動に対処するか。その方途として提案されたのが、中国人のナシヨナリズムをソ連の影響から切り離す政策であった。一月の閣議でチャーチル (Winston Churchill) 蔵相は英軍増派を機に、不平等条約の改正交渉に着手する条件として、ボルシェビズム勢力の除去を中国に要求するよう主張した。⁽⁸²⁾ チャーチルの反共主義は殊に有名であるが、閣僚の中でそうした態度をとっていたのは彼だけではなく、バーケンヘッド (Frederick Edwin Smith, 1st Viscount Birkenhead) インド相やジョインソン = ヒックス (Sir William Joyson-Hicks) 内相も反共主義という点では彼に勝るとも劣らなかった。

元来、イギリス政府は、中国、ベルシャ、アフガニスタン、インド、そして本国でのボルシェビキによる転覆活動に

危機感を持っていた⁽⁸³⁾。中国での反英ボイコットやストライキの背後にボルシェビキの活動の存在を指摘する情報が外務省に寄せられており、この問題は議会でも討議されていた⁽⁸⁴⁾。しかし政府は帝国領土やその他の地域でのボルシェビキ活動への過敏な反応を控えた。オルド (Charles William Orde) のメモランダムが示すように、外務省北方ヨーロッパ局の判断は、ソ連とアフガニスタン、ペルシャ、トルコ等との関係強化は成功しておらず、イギリスは静観すべきというものであった⁽⁸⁶⁾。中ソ関係についても同様の見解がとられており、中ソは東清鉄道問題で対立している以上、ソ連の影響力は限定的だと考えられていた。一九二六年二月の帝国防衛委員会で、中国におけるボルシェビキ勢力の活動について討議が行われた際、外務省は中国のナショナリズム運動とボルシェビズムを区別し、後者の中国への浸透は限定的とみなす穏当な立場を展開した⁽⁸⁷⁾。チャーチルやバーケンヘッドらが対ソ強硬策を主張したのに対し、チェンバレンは静観が得策だと考えており、この時点では彼の主張は他の閣僚の支持を得ていた。

ボルシェビキ脅威論が実際に政策決定に影響を与えたのは、国内政治の領域であった。一九二六年五月、TUC (労働組合会議) が炭鉱労働者支援のために運輸・鉄道産業に従事する一五〇万人の労働者のストライキ突入を決定した⁽⁸⁸⁾。これについて、閣内の対ソ強硬派はゼネストがボルシェビキの影響を受けているとし、ソ連との外交関係断絶を主張した。当時イギリスとソ連は一九二一年の貿易協定によってかろうじて繋がっている状態であった⁽⁹⁰⁾。対ソ強硬派の急先鋒はジョインソン・ヒックスで、彼は一部の組合が共産党員の影響下にあると信じており、前年には暴徒煽動取締条令によって二人の共産党員の検挙を指示するなど、反共姿勢を鮮明にしていた。チェンバレンはこうした国内に広がるソ連脅威論に動じることなく、対ソ強硬政策には関心を示さなかった。それどころか、彼はゼネスト危機の間、閣議にも出席せず、討議にほとんど関与していない⁽⁹¹⁾。結局TUCは石炭産業に全国賃金局を設立するという提案を受け入れて、全国ストライキの無条件中止を指示し、結果ストライキは九日間で収拾され、ソ連脅威論も鎮火されたかに見えた。

しかしながらソ連脅威論は依然としてくすぶり続け、一九二七年初頭の中国問題の討議において再燃することになった。

た。国内問題をめぐる英ソ関係の緊張が背後からイギリスの中国政策に影響を与える格好となったのである。閣議でソ連の中国浸透論が取り沙汰されたために、これまで中国におけるボルシェビキの活動に静観の構えを取っていた外務省も対応を迫られた。漢口事件の衝撃がまだ残る一月四日、ソ連大使とグレゴリー (John David Gregory) 北方ヨロツパ問題担当の筆頭事務次官補の会談が行われた。中国での反英運動にロシア人エージェントが関与していると非難したグレゴリーに対し、ソ連大使はソ連は国民党に同情的であるがイギリスに損害を与える意図は全くないと反論した⁽⁹²⁾。さらに二月一日、駐ソ英国大使ホジソン (Robert M. Hodgson) がリトヴィノフ (Maksim Maksimovich Litvinov) 外務人民委員代理に、武漢国民政府へのソ連の関与を問い質し、後者が武漢国民政府顧問のボロディンとソ連の関係を否定する一幕があった⁽⁹³⁾。イギリス政府は中国での反英暴動へのロシア人エージェントの関与について情報収集をすすめる一方、⁽⁹⁴⁾二月二三日には、反英プロバガンダが継続すれば英ソ貿易協定の破棄をも辞さないとソ連政府に警告した。もともと、この段階ではボールドウィン首相が意図していたのは、外交関係の破棄ではなく反英ナショナリズムの抑制であった⁽⁹⁵⁾。漢口事件の衝撃を契機として、一部の閣僚が反共主義的な政策を提起する一方、帝国防衛の観点から中国政策に取り組んだ政策決定者もいた。ティレル外務省事務次官は二月メモランダムで発表されたイギリスの政策が、中国との関係改善に寄与することを期待していた。彼はロイド (George Ambrose Lloyd) エジプト高等弁務官への私信の中で次のように述べている。

「暗雲垂れ込める中国の空に差し込む一筋の光は、中国人が商人であるという紛れもない事実である。排外運動にうつつを抜かしていれば自分の首を絞めることになる」と中国人もそのうち気がつくだろう。そのことに気づけば、ロシアと袂を分かつかもしれない、というのも、ロシアは貿易には全く関心を払わず、中国人の反英感情に満足しきっているからだ。中国人が正気に返れば、イギリスは「二月——訳者」メモランダムで世界に知らしめた政策か

ら利益を得るはずだ。⁽⁹⁶⁾」

確かにティレルの発言には、反共主義者に通じるソ連に対抗的な見解も確認されるけれども、それはイデオロギーよりも、むしろ帝国防衛の考慮に基づいていたと見るべきである。ティレルも、頻発する反英ナショナリズム運動の一部にはボルシェビキの煽動があると見ていたが、懸念していたのは、ボルシェビズムに支援されたナショナリズム運動が帝国の他の地域へ伝播することであつた。なかでも、彼はインドへの道の戦略的拠点であるエジプトへの波及を警戒した。チェンバレンもまた、同様の見解を有していた。彼は一九二七年以前には帝国領土へのソ連浸透論に慎重な姿勢を保っていたが、漢口・九江事件を経て、ティレルの意見を支持するに至つた。彼はロイド・ジョージへの書簡で、「上海での大惨事は極東、インド、アフガニスタン、ペルシャ、さらにはトルコにおける我々の地位に影響を与える」と述べ、中国ナショナリズムへの対応を誤つた場合の帝国地域への伝播を憂慮している。⁽⁹⁷⁾ このように外務省上層部は帝国政策全体との関連で、ソ連政府に対して断固とした姿勢をとる必要があると考えていたのである。

さて、反共派、帝国防衛重視派のいずれも、遠征軍派遣という強硬政策によつて反英ナショナリズムを抑えようとする点では一致していた。内閣は反英ナショナリズムへの対抗策として遠征軍派遣を承認すると同時に、漢口事件交渉で柔軟な対応をとることで国民政府との関係改善を目指すことを決定した。閣議決定を受けて、外務省極東局は租界の行政権のほとんどを中国に返還し、外国人は協議権を有するにとどめる方針を基礎に交渉をすすめることにした。交渉役として北京公使館から派遣されたオマリー参事官は、漢口事件を国民党との問題解決の試金石と位置づけていた。⁽⁹⁸⁾ 他方、ランプソン駐華公使は国民政府への譲歩をイギリスの条約上の権利の惨めな放棄と考え、批判的であつた。彼は交渉の前段階として、まず租界をイギリスの管理下に返還し、国民党が暴動の鎮圧を行うという誓約を要求すべきと考えていた。

漢口事件の処理をめぐる交渉が陳友仁国民政府外交部長とオマリーの間で開始されると、極東局がランプソンを飛び越えて直接オマリーに訓令を出す事態が見られた。これは、第一次世界大戦以前の政策決定過程とは相違する事態であった。これまでは北京公使が本省の方針を交渉担当者に伝え、交渉担当者は公使との協議のうえで交渉をすすめることが多かった。交渉担当者が本省から直接訓令を受け取り、北京公使の頭越しに協議をすすめる事態は北京公使館の裁量権の縮小を示していた。

陳友仁とオマリーの交渉の結果、一月二日には漢口英国租界を中国側の管理に委ね、具体的な管理方法について検討する目的が立った。⁽⁹⁹⁾ イギリス政府は北京政府、国民政府の双方に、イギリス人やイギリスの商品に対して差別的取扱いは行わないのであれば、中国の合法的な税制に従うこと、領事裁判権への幾つかの修正を受け入れる用意があることを表明し、中国の不平等条約改正要求に理解を示した。陳外交部長はイギリス政府が北京政府にも提案を行っていたことや、英軍の圧力の下で妥協したという印象を与えるのは国内統一を目指す国民政府にとって好ましくないと判断して、一時は交渉の決裂宣言を発表した。しかし、交渉の遅延が同政府の影響力の低下につながりかねないと判断すると、二月一九日になって協定の調印に合意した。漢口事件が解決したことで、イギリス政府は交渉による反英ナショナリズムへの対処の糸口を掴むことができた。交渉途中には悲観的な見通しを吐露したオマリーも、中国への譲歩と、遠征軍の派遣という硬軟併せ持つイギリスの政策が功を奏していると感じていた。⁽¹⁰⁰⁾ テイレルもこの「二重の政策」が成功している点で一致していた。⁽¹⁰¹⁾

ソ連との関係を見直す動きが中国でみられるようになったのはその少し後であった。三月、北京の張作霖政権はソ連公使館を搜索し、ソ連による中国政府転覆の証拠となる文書を押収したと発表した。⁽¹⁰²⁾ ソ連公使館員はこれに抗議して北京を去った。国民政府側では、四月に上海に進軍していた蒋介石が共産主義者の武装解除を行い、一八日、南京に国民政府を樹立した。七月になって、南京国民政府が排外運動の規制を行ったことで排外運動は徐々に下火になった。さら

に同じ頃、汪兆銘率いる武漢国民政府は経済破綻のため労働者や配下の軍隊に対する指揮・統制能力を失い、同政府を形成していた国民党左派と共産党が分裂し、前者は南京に合流した。これにより、コミンテルン代表が中国から追放され、一二月には南京国民政府はソ連との断交を宣言するに至った。

国民政府の断交に先立つこと六ヶ月余、イギリスでも、五月二六日ソ連政府に外交関係の断絶を通告する事態となっていた。その直接の原因は中国情勢でなく国内政治にあった。ロンドンのソ連の貿易代理店アルコス（全ロシア協同組合）の搜索の過程で、ロシア人スパイの国内への浸透が判明したのである。しかし外務省は蒋介石による反共クーデター後、間髪をいれずイギリスがソ連との外交関係を断絶することの効果を十分意識していた。チェンバレンは「関係断絶の実際のタイミングはアルコスの捜査から起きたもので、ある意味偶然の結果だが、時宜を得ていた。ソ連は中国で厳しい後退を余儀なくされており、これほど急速にしかも影響力のある方面「イギリス——訳者」から繰り出される第二打には二倍の効果があるだろう。」⁽¹⁰⁵⁾と述べ、反ソ政策の成功を喜んだ。

コミンテルンのエージェントが中国から追放され、ソ連の工作活動が徐々に明るみにでる中、イギリスの政策決定者は排英運動が落ち着き、中国情勢が収束しつつあると感じるようになった。事態の沈静化は中国駐留部隊の削減を可能にした。国民革命軍が山東省に迫り、首都北京の安全が懸念されていた四月頃にはイギリスは、約一万六〇〇〇の地上兵力に加え、巡洋艦三隻、空母二隻、駆逐艦二〇隻を中国海域に展開していた。⁽¹⁰⁶⁾駐留部隊の縮小問題は六月六日の中国委員会で討議され、七月二七日の閣議で中国駐留部隊を五個歩兵大隊と一個歩兵旅団に削減すること、一〇月七日には巡洋艦の撤退を決議した。五月に山東省での衝突事件をうけて田中義一内閣が軍派遣を決定するなど、日本が騒乱鎮圧に乗り出したこともイギリスを支援するものと理解された。

本省の方針を軟弱と批判して憚らなかつたランプソン公使も、一年のおわりにあたつてその中国政策を積極的に評価し、中国人の対英感情が好転したと考えていた。「反英運動が鎮火したのには様々な理由があり、南部の分裂「国民政府

の共產主義者の一掃——訳者」が多いに寄与した。しかし管見によれば次のような意見が一般的に受け入れられるようになったからだ。それは、今やイギリスが本気で友人たろうとしていること、そして我々が最も強烈な民族的運動に接し(108)てずっと耐え忍んできたことに、中国人が気がついたということである。」

こうして反英ボイコット問題が一段落し、中国問題討議の場は内閣から外務省に戻されることになった。外務省が次に目指したのは関税問題の解決であった。

第二節 国民政府の政府承認と英中関税条約の締結

北伐の成功と米中関税条約の調印

一二月メモランダムは、ワシントン付加税収入を海関の管理の外におき、その使途・保管を各地方当局の決定に委ねることを提案する点で、中央政府だけでなく、国民政府のような地方勢力をも増収分の受け取り手と想定するものであった。一九二七年から翌年前半にかけて、中国は張作霖を中心とする北方軍閥と、南京の国民政府が二分する状態にあり、関税についても、北京・国民政府のいずれもがワシントン付加税の徴収を要求していた。一九二七年一月一日に北京政府が外交団に対して、一九二九年一月の関税自主権回復と、付加税の即時徴収を通告したのに続いて、同年七月には国民政府も、一九二九年一月を以って関税自主権を回復すると宣言し、一九二七年九月から付加税を徴収することを表明した。国民政府はワシントン付加税二・五％に留まらず、最大五七・五％に引き上げる計画であり、さらに一八五八年の天津条約で定められた一種の港湾税であるトン税収入についても、その支配地域から徴収する分の交付を海関に要求した。

北京・国民政府双方からワシントン付加税徴収を迫られた海関は、南北分裂という現状を維持しつつ、海関の管理下での財政再建を企図した。付加税の徴収をめぐって北京政府と対立した海関総税務司のアグレンが一九二七年一月末に

罷免された後、代つて総稅務司代理に就任したのはエドワーズ (Arthur Edwards) であった。彼は北京・國民兩政府が關稅自主權を回復すると宣言した一九二九年一月までの過渡的措置として、ワシントン附加稅を海關が徵收し増収益は各海關の稅關長が地方の当局者に交付する構想を提案した。無担保債權の整理についても、残りの關稅收入を總稅務司の管理する上海の中央基金に送金し、そこから無担保債務の整理に充当するとし、それは海關主導の財政再建策と言えた。⁽¹⁰⁾

イギリス外務省は、關稅收入は海關を通さずに各港で地方政府に直接渡されるべきと考えていたので、エドワーズ案には反対であった。⁽¹¹⁾ 極東局は、海關が關稅收入を徵收し、各地方当局に割り付ける場合、その配分率を巡つて海關が中國人から攻撃される事態を懸念した。また、關稅徵收と地方への分配の間にタイム・ラグが生じることから、即座に關稅收入を獲得したい地方当局がイギリスの輸出品に二重に課稅する可能性があり、イギリス商人が不利益を被るおそれがあった。ランプソンも、國民政府の北京占領により、國民政府が列強の意向と關係なく關稅收入を利用すると見ており、エドワーズ案ではもはや不適当と考えた。⁽¹²⁾

ところで、イギリスは伝統的に海關による關稅收入の管理・分配を通じて、中國財政の安定を図ることをその政策としてきた。一九〇二年のマッケイ條約の際、中央—地方關係の再編成のために、關稅收入を分配する海關の機能に注目したのもその流れを汲むものである。ここへきて、海關を経由しない關稅收入の徵收をイギリス政府が主張したのは、海關組織の温存を望んだからに他ならない。海關が国内鬭争に巻き込まれ、海關廢止論が出ないよう、中國内政から距離をおく必要があると考えていたのである。

結局、エドワーズ案は情勢の変化によつて棚上げを余儀なくされた。國民政府財政部長朱子文は当初エドワーズ案に好意的な反応を示していたが、軍事的優位を背景に北伐の達成を目指す蔣介石や馮玉祥の反対により、調整は失敗におわった。一九二七年一二月に蔣介石が總司令に復職し、翌年四月に國民革命軍は北伐を再開した。そして國民革命軍が、

六月に北京に入城し、北伐の完了を宣言すると、南北分裂を前提としたエドワーズ案にはもはや実現の余地は残されていなかった。国民革命軍に追われるように北京を去った張作霖は、本拠地奉天へ戻る途上、列車ごと関東軍により爆殺された。張作霖の後継、張学良は日本の妨害にもかかわらず国民政府への合流を模索した。国民政府は張学良に東北部についてある種の自治を認めて彼を傘下におさめ、中国の統一政府としての体裁を整えていった。

エドワーズ案をよそにアメリカは、一足早く三月に南京事件解決交渉を決着させ、七月二六日、完全な関税自主権の承認と双務的な最恵国待遇を記しただけの簡潔な米中関税条約に調印した⁽¹³⁾。宋子文は条約調印を受けて早速、エドワーズ総税務司代理に対して、一〇月一日頃から付加税の徴収開始を要求した⁽¹⁴⁾。早期調印の背景にはケロッグ國務長官とジョンソン國務次官補の積極的な姿勢が確認される。ケロッグは国民政府による中国の安定に期待を寄せ、同政府を外交的、財政的に支援することに意義を見出していた⁽¹⁵⁾。イギリス外務省極東局は米中条約の内容にはイギリスの交渉方針になんら参考になる点はないと強気の姿勢を崩さなかったが、それでもアメリカが先んじて関税条約をまとめたことに悔しさを滲ませた⁽¹⁶⁾。米中関税条約の締結は、国民政府を事実上、中国の代表政府として承認し⁽¹⁷⁾、税権回復への道筋をつけた点で重要であった。国民政府はその年の末までにノルウェー、オランダ、スウェーデン、フランス、ベルギー、イタリア、デンマーク、ポルトガル、スペインとの関税条約交渉をすすめ、関税自主権の回復を達成していくことになる⁽¹⁸⁾。

反英ナショナリズムから反日ナショナリズムへ

中英間の関税条約交渉が米中間のそれに比して遅れたのは、南京事件の交渉が難航したからである。一九二八年二月に外交部長に就任した黄郛は、南京事件交渉を不平等条約改正問題と結び付けようとし、それを拒むイギリス側との間で双方の主張は平行線を辿った。交渉が進展する契機となったのは五月の済南における日中の軍事衝突であった。

済南事件は五月三日、北伐の途上で済南に入城した国民革命軍と、居留民保護を目的として済南に到着していた日本

の駐天津支那駐屯軍臨時濟南派遣隊・第六師団との衝突から生じた。五月五日に師団幹部と国民革命軍幹部が一度は暫定的停戦で合意したが、第六師団長福島彦助中将が独断で過大な要求を国民革命軍に突きつけ、満足のいく回答を得られなかったことを理由に、大規模な軍事行動を開始した。⁽¹⁹⁾当初濟南への出兵自体に消極的だった田中義一政友会内閣は九日、第三師団の増派を決定し、日中対立は決定的となった。

その前年四月に若槻内閣に代わって成立した田中内閣は、前任の幣原外相の中国政策とは異なる方針を打ち出していた。第一次幣原外相期において、日本外務省は国民政府の勢力拡大を踏まえて、日本が格別の関心を持つ滿蒙地域を日中間の深刻な対立点とすることなく、国民政府と協調する可能性を模索していた。⁽²⁰⁾政治基盤を失いつつあった張作霖の支配に代わる滿州の政治体制が検討され、滿州新政権・国民政府・日本の三者の良好な関係の形成が長期目標として位置づけられた。それに対し、外相を兼任した田中首相は中国ナショナリズムの把握に失敗し、中国の政治的統一を見越した政策をなおざりにし、滿蒙特殊權益の拡大に関心を集中させていた。田中内閣は六月末から七月初頭にかけて開催された東方会議で、中国政策の総合的検討を行い、滿州に関して財政再建による政情安定化策を棚上げし、張作霖を支持し鐵道利権の拡大を図る政策を決定した。張作霖支持を前提とした滿蒙政策は、滿州を含めた中国統一を目指す国民政府との間で、日本の滿蒙特殊權益を維持しつつ日中関係を安定化させるような合意に至る可能性を阻むものであった。

日中関係の悪化に追い討ちをかけたのは、七月の国民政府による日清通商航海条約の一方的廃棄の通告であった。一九二六年に滿期を迎えた日清通商航海条約について、日本側は滿期後六ヵ月以内に改正が行われない場合、現行条約がさらに十年適用されると解釈しており、一方的な廃棄は日本の受け入れるところではなかった。漢口事件の解決や蔣介石による反共クーデターによって英中関係が好転し始めていたところで起きた濟南事件や通商条約を巡る日中対立は、中国人による排外運動の予先がイギリスから日本へと転換するきっかけとなった。イギリス外務省と駐華公使館は国民政府による一方的な条約廃棄に批判的で日本に同情したものの、いずれに味方することも慎重に避けた。

日英の離反を企図する国民政府は、南京事件交渉の再開をイギリスに働きかけ、七月一七日に南京事件協議が再開された。イギリスは反日ナショナリズムに乗じて中国に肩入れし、英中和解を成し遂げようとしていると日本の反感を買わないよう慎重に交渉をすすめ、八月七日、両国は最終的解決に合意した。南京事件問題の解決の目的が立ったことで、関税条約交渉への道が開かれた。八月一日のランブソン公使との会談で国民政府財政副部長は関税条約交渉開始を非公式に打診した。ランブソンはこれを歓迎し、イギリスの要求として、適正な国定関税率、イギリスに対する貿易上の非差別措置、公正な関税行政、釐金など国内通行税の廃止のために関税収入を充てて⁽¹²⁾ることを挙げた。

九月一二日、国民政府は英中関税条約交渉の開始を正式に打診した。イギリス外務省にとって懸案は日本であった。日本がひとり無条件の関税自主権回復を受け入れずに列強の足並みが乱れると、中国は海関に変わる独自の関税徴収組織を設立し、一方的に関税自主権を行使する恐れがあった。その場合、イギリスの輸出品に高率の関税が適用されイギリス貿易を損なうことが懸念された。イギリスにとつて、海関は中国の漸進的な主権回復の要であり、その廃止は回避されなくてはならなかった。そこで極東局はランブソンに対し、イギリスが目指す無条件の関税自主権承認と協定関税の締結を説明し、日本に協調行動をとるよう説得せよ、という訓令を行⁽¹³⁾った。イギリスは、中国の主権一部回復を認めることで、不平等条約体制それ自体は温存しようとしていたのである。

各国が国民政府との協議をすすめる中、日本は、済南事件解決交渉の行き詰まりや通商条約改正問題での対立により、日中関係改善の糸口を見つけられずにいた。関税条約についても、両国間には埋めがたい溝が存在した。日本は無担保債権の整理を要求したが、国民政府は段祺瑞政府の負の遺産を引き受けることを拒否した。日本は関税条約交渉を乗り切るため、イギリスとの協調を求めた。一〇月一六日、芳沢駐華公使はランブソンに、日本政府も付加税実施の必要性を認識していることを説明した。そして付加税実施の条件として、北京関税会議で合意された差等税率の適用、無担保債権の整理問題を希望していることを伝え、イギリスの仲介を要請した。これに対して、ランブソンは日中間でなら

かの合意が形成されることは、中国の秩序回復に寄与するとし、仲介役に前向きであつた。⁽¹²³⁾しかし日本に好意的な駐華公使とは対照的に、本国外務省は消極的な姿勢に終始した。一月一日、極東局は、無担保債権の整理を付加税承認の条件とする日本の要求は、一月二月メモランダムに体现されるイギリスの政策と正面から対立すると指摘した。⁽¹²⁴⁾そして、ランプソンに対し、日英協調は希望するが、日本が現在の政策を追求すれば、遺憾ながらイギリスはそれに反対せざるを得ないことを重々納得させるよう訓令した。また、無担保債権會議の提案について、英米と日本の見解の違いが露呈するだけだとして、開催を断念させるよう命じた。このように本省は、日本と共同行動を採っていると国民政府に不信を抱かせないように、日本との協力を回避しようとした。ただし、ランプソンが宋子文財政部長に、国民政府が新関税収入の一定割合を無担保債権整理に充当するよう単独で提案することは承認している。つまり、日中間の関税条約締結の障害を取り除くべく、日本の主張を考慮して無担保債権問題の解決に取り組む姿勢は見せた。一月六日、ランプソンは、不本意ながら、日本代理公使に本国政府の方針を伝え、無担保債権問題に関する日本の方針変更を助言した。⁽¹²⁵⁾

極東局の政策は、中国のナショナリズム運動の予先がイギリスから日本へと転換することを利用しようとするものであつた。イギリスはこれまで東アジアでの自国権益の防衛に関して日本の共同行動に期待を寄せてきた。日英同盟が廃棄された後も、漢口事件や南京事件の際、日本に共同出兵を要請したように、日本を戦略的なパートナーとして東アジア政策を立案してきた。しかし、日本と距離をとることが英中関係の改善に効果的な戦略であると判明すると、イギリスは日本との関係を徐々に変化させることになるのであつた。

英中関税条約調印に向けて

北京関税特別會議以来、イギリスの中国政策の主要課題は、反英運動と関税問題であつた。イギリスはまず自国を標的とする中国ナショナリズムを抑えこむべく、帝国防衛や対ソ戦略の視角から中国問題に取り組んだ。そして反英ナシ

ヨナリズム問題に目途がつくと、次の目標となったのは、有利な条件で関税条約交渉を妥結することであった。

イギリス外務省極東局は国民政府との関税条約交渉に際して、一九一一年の日英通商条約改正交渉で採った方針を参考にした。先の日英交渉でイギリスが目指したのは、低率の協定関税の維持であった。⁽¹²⁸⁾ 先の日英交渉で日本は協定関税の締結について、自由貿易国であるイギリスとの関税協定は、日本のみが低税率を約束する「片務的」協定にならざるを得ず、関税自主権の完全回復を阻むとして難色を示していた。それに対してイギリスは、日本が低い協定税率を維持する間、イギリスが特定の日本輸出品につき自由貿易待遇を保証するという「双務的」な方式を提案して協定関税の維持にこぎつけた。来る英中関税条約交渉でも、イギリス政府は同様に、自国の主要輸出品への低率の協定関税を維持するかわりに、双務性を担保するために特定の中国輸出品に自由貿易の保証を申し出る方針を立てていた。⁽¹²⁹⁾ 協定税率の対象となる輸出品として、商務庁は、綿製品、毛織物製品、鉄鋼製品、機械類を希望し、十年間の協定関税維持を求めた。⁽¹³⁰⁾ 条約交渉方針を受け取ったランプソンは、中国側が長期にわたる協定関税の維持には難色を示すと考え、中国が受け入れるのはせいぜい一年間の協定関税維持と六ヶ月前の税率改訂通告ではないかと予測した。⁽¹³¹⁾

ランプソンの予想通り、宋子文財政部長は付属文書での協定締結に難色を示したので、イギリスは協定税率の維持にどの程度譲歩するかが問題となった。ランプソンは本省に対し、協定税率の長期間維持に拘らず、関税条約を調印すべきと主張した。一月一四日、ランプソンは本省への電信で、イギリスが採りうる選択肢を列挙した上で、交渉の一時停止や、条約の調印を拒否するといったオプションを退け、関税条約調印後、改めて協定関税維持について保証を獲得するよう進言した。⁽¹³²⁾ 外務省はランプソンの建言を入れて、関税条約を即時に承認すること、その際に付属文書の形で、少なくとも条約調印後一年間は、北京関税特別会議で外交団が提案した協定税率を維持するという旨の保証を取り付けること、と訓令を行った。⁽¹³³⁾ そして新協定税率施行後、中国側が一定期間にわたりイギリスの輸出品に対して「公平な税率」を保証する場合、同様の保証をイギリスが行うという方針で協議を行うこととした。イギリス政府が長期の協定関

税の保証を断念した背景には、すでにアメリカが関税条約に調印しており、他の諸国との交渉も進展する中で、イギリスの交渉上の立場はそれほど強くないという事情があった。国民政府は一九二九年からの関税自主権回復をすでに宣言しており、中英間に条約がないまま、国民政府が国定関税を制定すれば、イギリス貿易により不利な事態が招来するとも限らなかったからである。

一二月中旬、ランプソンと王正廷外交部長の間で詰めの交渉が行われた。ランプソンは協定関税の税率を長期間変更しないよう再度保証を求めたが、王正廷は、協定関税は条約締結後一年間維持されるときか明言しなかった。⁽¹³⁾ランプソンが求めた互惠的な最恵国待遇の明記については、最終的にイギリスの要求が受け入れられ、中国の関税自主権の回復承認と、相互的な最恵国待遇を条約で確認することが合意された。付属文書では、英国輸出品に適用される協定税率について北京関税会議で合意された差等税率を越えないことを中国が保証することが決定した。こうして二月二〇日、英中関税条約が調印され⁽¹⁴⁾（一九二九年二月六日発効）、北京関税特別会議以来懸案となっていた、関税問題に漸く一応の解決が図られたのである。

中国に関税自主権を認めたことにより、イギリスは逆説的に不平等条約体制の延命に成功した。九江や漢口の英国租界の接収は余儀なくされたが、イギリスは依然として中国に多くの利権を有しており、それらの防衛は重要な課題であった。そのなかには海関の維持も含まれている。海関は中国政府が恣意的に高率の関税率を施行する事態を抑制する上で重要な制度であった。自由貿易政策を掲げるイギリスとしては、中国が関税自主権を回復したとしても、国民政府が財政政策について海関との協議を継続する限り、損害は小さいとの計算があった。日本の税権回復の場合と異なり、中国に対しては税権回復後も、低い関税率の維持、言い換えれば自由貿易の維持を求めていく手段が存在したのである。

また、国民政府の政府承認という政策転換は、イギリスの伝統的な東アジア政策に裏づけられたものであった。イギリスは諸外国の干渉を阻止し、安定した秩序を維持できるある程度「強い中国」を十九世紀以来求めていた。国民党に

よる北伐の成功を観察したイギリスは、国民政府を相手として条約改正を行うことで、中国の秩序回復に期待をかけたのである。イギリスは、国民政府の下で、中国が法の支配や、自由貿易、私有財産の保護といった近代国家の資格要件を備えた国家へと成長することを期待した。こうした国民党への期待は結果的に水泡に帰すこととなるのであったが、十九世紀以来のイギリスの国家戦略としての自由貿易はかたちをかえて、大戦間期に受け継がれていたのである。

- (76) 滝口太郎「政治変動期における外交交渉——漢口英租界回収事件をめぐって——」『国際政治』六六、一九八〇年、五四―七二頁、横山「中国国民革命と『革命外交』」、後藤「上海をめぐる日英関係」九八―一〇五頁。
- (77) AC51/405, A. Chamberlain to Ida Chamberlain, 8 Dec. 1927 (おそらぐ日付は一九二七年一月八日の誤り)。
- (78) 後藤「上海をめぐる日英関係」一〇一―一〇三頁。以下、英軍派遣についての記述も、その多くを同書に負っている。
- (79) 同右、一一四―一一七頁。
- (80) FO371/12404, F3479/2/10, Howard to A. Chamberlain, 1 April 1927.
- (81) AC54/315, A. Chamberlain to Lampson, 4 April 1927.
- (82) Churchill papers, Churchill Archives Centre, Churchill College, Cambridge (hereafter CHAR), CHAR22/135, Memorandum by Churchill presented to Cabinet (C.P. 61(27)), 16 Feb. 1927.
- (83) Neilson, *Britain, Soviet Russia and the collapse of the Versailles Order*, pp. 52-56, Christopher Andrew, 'The British secret service and Anglo-Soviet relations in the 1920's, part I: from the trade negotiations to the Zimovlev letter' *The Historical Journal*, 20-3 (1977) pp.673-706.
- (84) FO371/12458, F336/336/10, Lampson to FO, 14 Jan. 1927.
- (85) FO371/12420, F3409/28/10, 6 April 1926, parliamentary question by Sir Miles Knos on anti-British propaganda by Russia in China.
- (86) BDF4, part II, series A, vol.8, doc. 103, Memorandum by Orde, 10 Feb. 1926.
- (87) CAB2/4 (No.33), CID Meeting, 25 Feb. 1926.
- (88) ゼネストについてはヘーター・クラーク「イギリス現代史一九〇〇―二〇〇〇年」(名古屋大学出版会、二〇〇四年)二二二―二三四頁、A・J・P・テイラー「イギリス現代史」(みすず書房、二〇〇二年)第一巻二一六―二二五頁。
- (89) ソ連のゼネスト支援については、BDF4, part II, series A, vol.8, doc.145, 146, 147, 148 を参照。
- (90) 一九二四年二月にマクドナルド労働党政府がソ連の政府承認を行い、ソ連と二つの条約を調印したが、ジノヴィエフ書簡事件等により起因する政治混乱の結果、同年一月に発足したボールドウィン保守党政府は同条約を批准しなかった。

- (16) R.C. Self ed., *The Austen Chamberlain diary letters: the correspondence of Sir Austen chamberlain with his sisters Hilda and Ida, 1916-1937* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), pp.288-291.
- (17) *BDF4*, part II, series E, vol.32, doc.13.
- (18) FO371/12420, F1716/28/10, Hodgson to A. Chamberlain, 11 Feb. 1927.
- (19) FO371/12458, F336/336/10, FO to Lampson, 20 Jan. 1927; FO371/12420, F1770/28/10, Lampson to Shanghai, Canton, Hankow, Changsha, Swatow, Ichang, 24 Feb. 1927.
- (20) AC54/35, A. Chamberlain to Balfour, 22 Jan. 1927.
- (21) Lloyd papers, Churchill Archives Centre, Cambridge (hereafter GLLD), GLLD 13/5, Tyrrell to Lloyd, 13 Jan. 1927.
- (22) AC54/368, A. Chamberlain to Lloyd George, 19 Jan. 1927.
- (23) Harold E. Kane, 'Sir Miles Lampson at the Peking Legation 1926-1933', pp.50-51.
- (24) 龍口「政治變動期に於ける外交状況」出回一頁。
- (25) O'Malley papers, St. Antony's College, Oxford, file 7, O'Malley to Lampson, 2 Feb. 1927.
- (26) O'Malley papers, file 7, O'Malley to Lampson, 10 Feb. 1927.
- (27) GLLD 13/5, Tyrrell to Lloyd, 23 Feb. 1927.
- (28) ン連公使館に於ける押収文書S号はFO371/12501, F6820/3241/10, Lampson to A. Chamberlain, 17 June 1927 (received on 12 Aug. 1927)を参照。イギリス外務省は八月の段階の結論として「中国の連連の活動が停滞に向かっていたの見解を示している。その間ランペン公使はボナンビキが東アフリカに依然として主要なインスターであるとして、慎重である。'(Killearn diary, St. Antony's College Middle East Centre, Oxford (hereafter Killearn), Killearn 1/1, 5 Oct. 1927.) 実際、ランペンが予見したように、一九三一年、ロレンテルンのエーシェント、スーレンの逮捕はロレンテルンの広範なネットワークが東アジアから東南アジアにかけて存在する事が判明し、英国外務省は衝撃を受けることになるのである。Antony Best, *British intelligence and the Japanese challenge in Asia, 1914-1941* (London: Palgrave Macmillan, 2002), p.80.
- (29) 武漢国民政府は、広州国民政府から分發した国民党左派が武漢で樹立した政権で、国民党左派と共産黨員で構成されていた。
- (30) AC54/352, A. Chamberlain to Lloyd, 30 May 1927.
- (31) FO371/12502, F8322/3241/10, Lampson to A. Chamberlain, 16 Sept. 1927; FO 371/12512, F7938/7973/10, Phillips (WO) to Bland, 30 Sept. 1927.
- (32) 後藤「上海をめぐって日英関係」一一四頁。
- (33) Killearn 1/1, Killearn diary, 26 Aug. 1927.

- (109) Killearn 1/1, Killearn diary, 31 Dec. 1927.
- (110) 小瀬「『南京国民政府成立期の中国海關——アタレン時代の海關運営をめぐって——』『龍谷大学経済学論集』三四(二)一九九四年八月。
- (111) FO371/13156, F618/5/10, Memorandum by Pratt, 26 Jan. 1928.
- (112) FO371/13159, F4988/5/10, Lamson to A. Chamberlain, 14 July 1928, Edwards to Aveling, 9 July 1928. エドワーズもまた自らの関税収入の管理・分配案が現状に不適当であると認めた。
- (113) 条約全文は FO371/13158, F4604/5/10 を参照。
- (114) FO371/13158, F3973/5/10, Lamson to A. Chamberlain, 27 July 1928.
- (115) 久保『戦間期中国〈自立への模索〉』三〇—三二頁。
- (116) FO371/13158, F3951/5/10, FO to Lamson, 8 Aug. 1928.
- (117) 一九二八年一〇月二八日に中国国民政府が首都を南京として成立し、アメリカは一月三日に正式の政府承認を行った。またイギリスは二月に、日本は一九二九年六月に国民政府を政府承認した。
- (118) 久保『戦間期中国〈自立への模索〉』三〇頁。
- (119) 済南事件の経緯および日本の政治過程については、服部『東アジアの国際環境の変動と日本外交』二〇二—二〇頁、小林道彦「田中政友会と山東出兵——一九二七—一九二八(一)(二)」『北九州市立大学法政論集』三三卷、二・三号、三三卷一(一九二四年、二〇〇五年)、佐藤元英『近代日本の外交と軍事——権益擁護と侵略の構造——』(吉川弘文館、二〇〇二年)第三章。
- (120) 西田敏宏「第一次幣原外交における滿蒙政策の展開——一九二六—一九二七年を中心として——」『日本史研究』五一四(二〇〇五年六月)。
- (121) Killearn 1/1, Killearn diary, 1 Aug. 1928, FO371/13158, F4069/5/10, Lamson to A. Chamberlain, 1 Aug. 1928.
- (122) FO371/13159, F4941/5/10, Newton to FO, 12 Sept. 1928; FO to Lamson, 22 Sept. 1928.
- (123) Killearn 1/1, Killearn diary, 16 Oct. 1928, FO371/13159, F5683/5/10, Lamson to A. Chamberlain, 18 Oct. 1928.
- (124) BDF4, part II, series E, vol.35, doc.349.
- (125) *Ibid.*, doc.362.
- (126) 日英通商条約改正交渉については、拙稿「日本の関税自主権回復問題にみるもう『もうひとつの日英関係』一九一〇—一九二一年(二)(三)〔三・完〕」『法学論叢』一六三卷二号、四号、六号(二〇〇九年五、七、九月)を参照。
- (127) FO371/13159, F5122/5/10, A. Chamberlain to Lamson, 21 Sept. 1928.
- (128) FO371/13159, F5528/5/10, Fountain (BT) to Pratt, 11 Oct. 1928.
- (129) BDF4, part II, series E, vol.35, doc. 303.

- (130) Killearn 1/1, Killearn diary, 11 Nov. 1928.
- (131) BDF4, part II, series E, vol.35, doc. 377.
- (132) *Ibid.*, doc. 408.
- (133) FO371/13892, F399/11/10, Lampson to A. Chamberlain, 11 Dec. 1928. なお、濟南事件処理を巡って親日的との非難を浴びて職を辞した黄郛にかわって六月以来王正廷が外交部長を務めていた。
- (134) 条約全文は FO371/13892, F308/11/10 を参照。

おわりに

本稿は、北京関税特別会議から英中関税条約の締結に至る過程を、一二月メモランダムの意義が変容する過程として描いてきた。それは反英ナショナリズムの嵐が吹き荒れる中、関税問題という個別の問題の対応策として外務省極東局が提出したメモランダムが、イギリスの新外交路線として受容されていく過程であったと言える。

中国政策の策定に関与した複数のアクター、すなわち北京英国公使館、外務省極東局、外務省上層部、内閣はそれぞれ異なる視角から中国政策を捉えていた。北京関税会議から一二月メモランダムに至る過程では、第一次世界大戦以前の政策形成に大きな影響力を持っていた公使館と、本省極東局が関税会議の方針を巡って対立し、後者が前者の方針を退けて中国政策を形成するようになったことが確認される。マクリー駐華公使が重視していたのは列強協調であったが、それに対し極東局はその限界を認識し、反英ナショナリズムを慰撫するために単独行動の必要性を主張した。極東局は国民政府を交渉相手として承認することで英中関係改善の糸口を掴もうとした。一二月メモランダムは極東局で起草され、外務省上層部、そして内閣と、段階的に関係者の合意を取り付け、イギリスの新政策として打ち出されることになった。

一二月メモランダム発表後、漢口や南京での暴力事件により中国問題の緊急性が上昇した結果、中国政策の決定は内

閣レベルで行われるようになった。ここでは東アジア情勢に専心する公使館や極東局と異なり、より広い視野で中国問題を把握する外務省上層部および内閣の意向が反映された。外務省上層部の見解として、ティレル事務次官やチェンバレン外相の意見を取り上げたが、彼らは中国問題を帝国防衛の文脈で捉え、中国ナショナリズムを味方につける政策の必要性を説いた。内閣レベルでは、中国政策や帝国政策といった政策の次元を離れて、反共主義というイデオロギーの次元から中国問題を捉える見解が一部の閣僚からなされた。中国でソ連の影響力を削ぐことがひいては本国の安全に繋がるという考えは英国租界の暴力的接収という衝撃の下で説得力を持つことになった。帝国政策や反共主義と関連付け中国政策が論じられた結果、遠征軍の派遣、英ソ関係の再編、国民政府との関係改善といった複数の手段が矢継ぎ早にトップダウンで決定され、問題の解決が目指された。そして反英ナショナリズム運動がほぼ鎮静化した一九二八年、一二月メモランダムで規定された路線に沿って、イギリスは中国の関税自主権回復を認める関税条約を締結するに至るのである。

このように北京関税特別会議から中英関税条約締結に至る政策形成過程では、ボトムアップ型からトップダウン型へと政策形成の経路の推移が確認される。その要因としてまず、英国租界の強制回収という緊急事態が中国問題の重要性を上昇させ、内閣が中国政策形成に乗り出したことが挙げられる。加えて注目されるのは、それを可能にした国際環境、とりわけヨーロッパにおけるその相対的安定化である。第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約体制に対する敗戦国や新興独立国家の不満により、ヨーロッパでは安定した秩序が築かれない状態が続いた。加えて戦後秩序の形成に中心的な役割を期待されていたアメリカが消極姿勢に転じたことで、イギリスは死活的利益を有する西ヨーロッパの安全保障問題に自ら取り組まざるを得なかった。他方、東アジアは、戦争による疲弊や革命で、戦前の帝国列強ドイツ、ロシア、フランスが退場する事態となったことで、一定の安定を享受することになり、その重要度を低下させるに至った。一九二五年のロカルノ条約の締結によって、地域的な協調枠組みが形成され、独仏の緊張緩和がすすむと、イギリスには東

アジアに目を向ける余裕が生まれた。これまで公使館に一任していた中国政策についても本国が乗り出すことが可能になったのである。⁽¹³⁶⁾同時に、外務省は自らのイニシアティブによって、ヨーロッパでの安定的秩序の建設に成功したことに自信を深め、東アジアにおいても、不安定化要因となりつつあった中国について同様の取り組みに意欲を持つようになったとも言えよう。⁽¹³⁷⁾一九二七年の英国租界の強制回収はトップレベルでの中国問題への取り組みを促したが、それはヨーロッパの相対的安定の結果、中国問題に内閣が取り組むことができるような環境が整っていたことによるのである。最後に、一二月メモランダムをめぐる政治過程からは、第一次世界大戦後の変化の中で生まれたイギリス外交の新しい潮流を確認することができる。それは、第一に帝国植民地で成長しつつあったナショナリズムへの宥和策である。イギリスは一九三〇年代になると中東で激しいナショナリズム運動に直面し、第二次世界大戦後にはアジア・アフリカの植民地独立運動に接することになる。いずれの場合においても、イギリスは段階的な主権移譲をすすめることで、できる限り帝国の維持を図ろうとした。第二にイデオロギーが対外政策形成にあたって大きく影響を及ぼしたことがある。それまでイギリスは共産主義の国内への浸透には警戒的でも、対外政策形成においては過剰反応を慎んできた。しかし、本稿で確認したように、一九二〇年代後半になると、対外政策の中に反共主義を位置づける様子がうかがわれる。その後、東西冷戦の中でイギリスはアメリカのジュニア・パートナーとして、ソ連とのイデオロギー闘争の一翼を担うことになるが、その萌芽をこの時代に見ることも可能であろう。こうして一九二〇年代後半のイギリスの対中外交には「革命と戦争の世紀」としての二十世紀を泳ぎはじめたイギリスの姿を見出すことができるのである。

(135) Anne Orde, *Great Britain and international security, 1920-1926* (London: Royal Historical Society, 1978)

(136) Richard S. Grayson, *Austen Chamberlain and the commitment to Europe: British foreign policy, 1924-29* (London: Frank Cass, 1997).

(137) ヨーロッパ諸国間で締結された相互保障条約としてのロカルノ条約と、イギリスが単独で行った声明である一二月メモランダムは、当然の事ながら性質を異にするものである。しかしチェンバレン外相も外務省上層部も、イギリスのイニシアティブによる国際秩序の安定化という点で、ロカルノ条約と一二月メモランダムを同じ対外政策方針に基づいたものと捉えていたように見受けられる。チェンバレンは中国問題が一段落つくと、

エジプトのナシヨナリズム問題の解決に乗り出した。そのチェンバレンに対し、ティレル外務事務次官が述べた言葉はその一端を示しているのではないだろうか。「外相はロカルノによってヨーロッパ政策の建て直しをなさいました。そして二月メモランダムによって中国でも同じことをなさいました。そして今、外相はエジプトについて同じことをしようとしています。外相はいずれの場所においても磐石な基礎に立つておられます。」AC5/1/426, A. Chamberlain to Hilda Chamberlain, 1 Aug. 1928. 振り返ってみれば、イギリスにとつて一九二〇年代は、自らのイニシアティブで国際秩序の安定を図ることが可能だと楽観することができた「幸福な時代」の最後であったのかもしれない。